

令和6年第1回春日那珂川水道企業団議会定例会（第1日）

1. 出席議員（10名）

1番	真鍋昭洋	2番	田中夏代子
3番	船久保信昭	4番	西村澄子
5番	吉永直子	6番	壽福正勝
7番	内野明浩	8番	吉居恭子
9番	上野彰	10番	中村孝三

2. 欠席議員（なし）

3. 説明のために出席した者の職氏名（9名）

企業長	井上澄和	副企業長	武末茂喜
参与	佐々木康広	参与	小原博
局長	安藤敏洋	総務課長	村田直人
浄水課長	成富勅公	施設課長	寺田洋
料金課長	北島好英		

4. 出席した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長	中島勝巳	書記	深江孝允
書記	山川誠治		

5. 議事日程第1号

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議案第1号から議案第7号の上程、提案理由の説明  
日程第4 議員提出議案第1号の上程、提案理由の説明

6. 会議に付した事件名

議案第1号 春日那珂川水道企業団長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第2号 春日那珂川水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第3号 春日那珂川水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第4号 春日那珂川水道企業団布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 5 号 春日那珂川水道企業団給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 令和 5 年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 7 号 令和 6 年度春日那珂川水道企業団水道事業会計当初予算について
- 議員提出  
議案第 1 号 春日那珂川水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

開会 14時00分

○田中議長 皆様こんにちは。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第1回春日那珂川水道企業団議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしております議事日程第1号により議事を進めてまいります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

6番壽福正勝議員、7番内野明浩議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

今次定例会の会期は、本日、明日の2日間と決定したいと存じますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中議長 御異議なしと認めます。よって、今次定例会の会期は、本日、明日の2日間と決定をいたしました。

日程第3、今次定例会に提出されております議案第1号から議案第7号を一括議題といたします。

早速、提案理由の説明を求めます。

井上企業長。

○井上企業長 本日、ここに令和6年第1回春日那珂川水道企業団議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変御多用のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

まずは、本年1月1日に発生した能登半島地震で犠牲になられた方々並びにその救援活動のさなかに航空機事故でお亡くなりになられた海上保安庁職員の方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。また、被災地において救援・救助並びに復旧活動に当たっておられる自衛隊、警察、消防をはじめ、多くの関係者の皆様に衷心より感謝申し上げ、被災地の一日も早い復旧・復興を祈念いたします。

今回の能登半島地震では、長期間にわたる断水が続き、今なお断水している地域もあり、被災された皆様の御心労や御苦労に思いをいたしますと、改めて水道の果たす役割と重要性を痛感したところでございます。当企業団では、今回の地震も教訓にしながら、施設の耐震化や危機管理体制の充実等、災害においても被害を最小限にとどめられるよう、

引き続き取り組んでまいります。

また、昨年8月からの少雨傾向につきましては、現在も継続しており、特に筑後川流域ではダムからの補給が連続し、ダム貯水率も減少の一途をたどっています。福岡都市圏の水道水は約3分の1を筑後川に頼っており、影響は深刻であります。このような状況を受け、当企業団では2月16日に節水推進本部を設置し、春日那珂川両市民の皆様にご報告車やホームページ等で節水を呼びかけている状況であり、議員の皆様におかれましても今後とも御協力のほどをよろしくお願いいたします。

さて、本日提出いたしております議案は、議案第1号から議案第7号までの7件でございます。

議案第1号春日那珂川水道企業団長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、当企業団が所有する庁舎やその他の施設の管理について長期継続契約ができるよう、規定の整備を図るものでございます。

議案第2号春日那珂川水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、地方自治法の一部改正に伴い、育児休業中に勤勉手当の支給対象となる職員の範囲に関し、規定の整備を図るものでございます。

議案第3号春日那珂川水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、条文の整理と規定に違反して秘密を漏らした者に罰則を科すため、規定の整備を図るものでございます。

議案第4号春日那珂川水道企業団布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと議案第5号春日那珂川水道企業団給水条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、水道法が一部改正され、水道法等による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されるため、規定の整備を図るものでございます。

議案第6号令和5年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

収益的収入におきましては、給水収益、修理負担金の減額、加入負担金、他会計補助金、長期前受金戻入、受取利息の増額により、3,548万1,000円を増額するものです。

収益的支出におきましては、受水費、減価償却費、資産減耗費の増額、動力費、光熱水費、委託料等の減額により、3,643万3,000円を減額するものです。

資本的収入におきましては、消火栓工事に伴う工事負担金の減額、埋金浄水場耐震補強及び補修工事に伴う国庫補助金、出資金の増額により、4,186万円を増額するものです。

資本的支出におきましては、設計等の委託料、システム導入に伴う諸設備費の減額、埋金浄水場耐震補強及び補修に係る工事請負費の増額により、7,132万2,000円を増額するものです。

議案第7号は、令和6年度春日那珂川水道企業団水道事業会計当初予算についてでございます。

水道事業収益の総額は30億7,514万7,000円で、前年度と比較しますと、営業収益は減収、営業外収益は増収となっており、前年度比約0.26%の減額となります。

水道事業費用の総額は29億4,642万4,000円で、主には業務委託に係る委託料、支払利息の減額、退職給付費、受水費、減価償却費、消費税及び地方消費税等の増額により、前年度比約3%の増額となります。

収益的収支の結果、令和6年度の税抜き後純利益は5,657万2,000円となります。

次に、資本的収入の総額は3億5,891万8,000円で、前年度比約8.9%の減額となります。これは、工事負担金、国庫補助金及び出資金の減額によるものです。

資本的支出の総額は13億7,279万7,000円で、前年度比約8%の減額となります。これは、主には配水管布設替工事等に伴う工事請負費の増額、浄水場関連の工事請負費、企業債償還金、福岡地区水道企業団への投資の減額によるものです。

結果、資本的収支の不足額は10億1,387万9,000円となり、内部留保資金等で補填いたします。

上程いたしました議案は、いずれも水道事業運営上、極めて重要な案件でございます。何とぞ慎重に御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

なお、詳細につきましては担当課長から補足説明をさせますので、よろしくようお願い申し上げます。

○田中議長 企業長による提案理由の説明は終わりました。

次に、補足説明を求めます。

村田総務課長。

○村田総務課長 総務課長の村田でございます。私から議案第1号から議案第7号までにつきまして補足説明をさせていただきます。

1ページを御覧ください。

議案第1号春日那珂川水道企業団長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、業務の効率化を目的として、当企業団の庁舎やその他の施設の管理について長

期継続契約が締結できるよう、規定の整備を図るものでございます。

続きまして、4ページを御覧ください。

議案第2号春日那珂川水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、地方自治法の一部改正に伴いまして、育児休業中の会計年度任用職員に勤勉手当を支給できるよう、規定の整備を図るものでございます。

続きまして、7ページを御覧ください。

議案第3号春日那珂川水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、春日那珂川水道企業団個人情報保護審議会に関する条文の整理及び規定に反して秘密を漏らした委員に罰則を科すなど、規定の整備を図るものでございます。

続きまして、議案第4号春日那珂川水道企業団布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと議案第5号春日那珂川水道企業団給水条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、同じ理由ですので一括して説明をさせていただきます。

議案第4号につきましては19ページのほうを御覧ください。議案第5号につきましては22ページを御覧いただきますようお願いいたします。

これは、令和6年4月1日から水道法などによる権限のほうが厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されるため、規定の整備を図るものでございます。

続きまして、議案第6号令和5年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

56ページを御覧ください。

A3横の令和5年度補正予算（第2号）と題しました資料のほうをつけております。こちらにより説明のほうをいたします。

上段が収益的収入及び支出、下段が資本的収入及び支出となっており、それぞれ左側が収入、右側が支出となっております。

まず、上段の収益的収入及び支出についてでございます。

収入予算額。水道事業収益におきまして、3,548万1,000円の増額補正を予定しております。

内訳につきましては、営業収益におきましては給水収益1,150万円の減額補正、こちらは水道料金でございます。

その他営業収益105万円の減額補正、修理負担金の減額によるものでございます。

続きまして、営業外収益におきましては加入負担金3,800万円の増額補正、これは給水装置工事の申込み増加によるものでございます。

他会計補助金8万円の増額補正、これは構成団体からの児童手当の増額によるものでございます。

長期前受金戻入695万1,000円の増額補正、その他営業外収益300万円の増額補正、こちらは受取利息等の増額によるものでございます。

続きまして、右側の支出予算額でございます。

水道事業費用におきまして、3,643万3,000円の減額補正を予定しております。

営業費用の原水及び浄水費5,025万円の減額補正、主には動力費の減額によるものでございます。

配水及び給水費21万円の減額補正、動力費の減額によるものでございます。

業務費70万円の減額補正、印刷製本費と手数料の減額によるものでございます。

総係費872万9,000円の減額補正、人件費、委託料等の減額によるものでございます。

受水費142万円の増額補正、減価償却費1,605万円の増額補正、資産減耗費598万6,000の増額補正でございます。

枠外を御覧ください。

収益的収支。収益的収入31億1,864万円、収益的支出28億3,674万9,000円、収支差引金額2億8,189万1,000円、税抜き後の純利益は1億9,550万3,000円となりまして、既決予定額との差額は6,461万8,000円の増額となります。

続きまして、下段の資本的収入及び支出についてでございます。

収入予算額。資本的収入におきまして、4,186万円の増額補正を予定しております。

工事負担金303万円の減額補正、消火栓設置工事の減によるものでございます。

国庫補助金2,565万2,000円の増額補正、埋金浄水場耐震補強及び補修工事によるものでございます。

出資金1,923万8,000円の増額補正、埋金浄水場耐震補強及び補修工事によるもので、こちらは構成団体からの出資となります。

続きまして、右側の支出予算額でございます。

資本的支出におきまして、7,132万2,000円の増額補正を予定しております。

建設改良費のうち水源・浄水場施設整備費1億20万2,000円の増額補正、こちらは埋金浄水場耐震補強及び補修工事が主な理由でございます。

配水施設整備費2,000万円の減額補正、委託料の減額によるものでございます。

諸設備費888万円の減額補正、システム導入経費の減、量水器の出庫数の減によるもの

でございます。

枠外を御覧ください。

資本的収支。資本的収入4億3,596万2,000円、資本的支出15億6,194万9,000円、差し引きますと11億2,598万7,000円の不足が生じます。こちらにつきましては、その下に記載しております消費税資本的収支調整額8,431万2,000円、建設改良積立金3億円、過年度損益勘定留保資金7億4,167万5,000円で補填をいたします。

続きまして、議案第7号令和6年度春日那珂川水道企業団水道事業会計当初予算についてでございます。

93ページを御覧ください。

A3横の令和6年度当初予算と題した資料をつけております。こちらにより説明をいたします。

こちらも議案第6号の補正予算と同じく、上段が収益的収入及び支出、下段が資本的収入及び支出となっており、それぞれ左側が収入、右側が支出となっております。

まず、上段の収益的収入及び支出でございます。

水道事業収益の予算額は、30億7,514万7,000円となっております。

内訳といたしまして、営業収益の給水収益25億2,692万5,000円、水道料金収入でございます。

その他営業収益1億371万8,000円、下水道賦課徴収委託料などの収入でございます。

続きまして、営業外収益でございます。

加入負担金1億5,551万8,000円、給水装置工事の申込みの際に収納するものでございます。

他会計補助金284万1,000円、福岡地区水道企業団へ支払う費用や児童手当等で、こちらは構成団体からの収入となります。

長期前受金戻入2億6,560万6,000円、こちらは国庫補助金、負担金などで取得いたしました資産の減価償却に相当する金額を計上しております。

その他営業外収益2,053万9,000円、こちらは受取利息などの収入でございます。

続きまして、右側の水道事業費用でございます。

水道事業費用の予算額は、29億4,642万4,000円となっております。

営業費用の原水及び浄水費6億1,329万5,000円、こちらは浄水場に関する経費でございます。

配水及び給水費1億5,480万6,000円、こちらは配水池から各使用者へ水を送るための経費でございます。



業務費7,820万7,000円、料金徴収に係る経費でございます。

総係費 4億2,103万8,000円、企業団の全般的な管理事務を行うための経費でございます。

議会費487万2,000円、監査費72万9,000円となっております。

続きまして、受水費 5億265万1,000円、福岡地区水道企業団からの受水に係る費用でございます。

減価償却費10億1,542万9,000円、資産の減価償却に伴う費用でございます。

資産減耗費2,074万9,000円、管路更新などによる除却資産の残存価格でございます。

続きまして、営業外費用です。

補助金43万5,000円、福岡地区水道企業団へ支出するものでございます。

支払利息6,837万5,000円、企業債の償還利息でございます。

消費税及び地方消費税5,452万円、雑支出131万8,000円、過年度の水道料金の還付支払い等に使用する費用でございます。

予備費は1,000万円としております。

以上が収益的収入及び支出でございます。

枠外を御覧ください。

収益的収支。収益的収入30億7,514万7,000円、収益的支出29億4,642万4,000円、収支差引きは 1億2,872万3,000円、税抜き後の純利益は5,657万2,000円となります。

続きまして、下段の資本的収入及び支出でございます。

資本的収入の予算額は、3億5,891万8,000円となります。

内訳といたしまして、企業債3億円、こちらは配水管整備事業に充てるために借入れを行うものでございます。

工事負担金1,062万3,000円、消火栓の設置工事等に伴う収入でございます。

一般会計出資金4,829万5,000円、福岡地区水道企業団への出資で、構成団体からの収入となります。

続きまして、右側の資本的支出でございます。

資本的支出の予算額は、13億7,279万7,000円となっております。

建設改良費のうち水源・浄水場施設整備費9,376万9,000円、浄水場施設の更新等に要する費用でございます。

配水施設整備費 7億1,469万7,000円、配水管などの管路整備に要する費用でございます。

諸設備費3,242万3,000円、水道メーターの出庫、有形固定資産購入に要するものでござ

います。

企業債償還金 4 億 7,799 万 3,000 円、企業債の償還元金でございます。

国庫補助金返還金 62 万円、令和 5 年度に受入れ予定の国庫補助金の消費税相当額を返還するものでございます。

投資 4,829 万 5,000 円、福岡地区水道企業団へ出資するものでございます。

予備費 500 万円でございます。

枠外、右側を御覧ください。

資本的収支。資本的収入 3 億 5,891 万 8,000 円、資本的支出 13 億 7,279 万 7,000 円となりまして、収支差引きは 10 億 1,387 万 9,000 円の不足が生じます。

この不足額につきましては、その下に記載しております消費税資本的収支調整額 7,056 万 4,000 円、過年度損益勘定留保資金 9 億 4,331 万 5,000 円で補填をいたします。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○田中議長 これにて提案理由の説明及び補足説明は終わりました。

日程第 4、議員提出議案第 1 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

真鍋議会運営委員会委員長。

○真鍋議員 議員提出議案第 1 号春日那珂川水道企業団議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書 96 ページを御覧ください。

提案理由は、職員等が個人の秘密に属する事項が記載等されたものを正当な理由がなく提供等を行った場合に罰則を科すため、所要の規定の整備を図る必要が生じたことから、今次定例会に上程し、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

○田中議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日は午後 2 時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 14 時 31 分